

許可自治体	神奈川県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01400005468号	許可期限日	2029(令和11)年09月25日

様式第七号の二 (第十条の二関係)

神奈川県指令 資循第40512号

許可番号 01400005468

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地

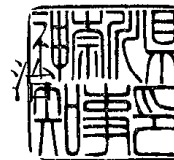
氏名 吉良開発株式会社

法人にあっては名称及び代表者の氏名 代表取締役 勝田 浩幸

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐



許可の年月日 令和4年10月25日
 (初回許可年月日 平成29年9月26日)
 許可の有効年月日 令和11年9月25日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分
収集・運搬(積替・保管を除く。)
- (2) 産業廃棄物の種類(取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
汚泥(※2)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(※2)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず(※2)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(※2)
※1: 石綿含有産業廃棄物を含む。
※2: 水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※3: 水銀含有ばいじん等を含む。
- (注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和4年10月25日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

許可自治体	福井県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1802005468号	許可期限日	2031(令和13)年08月02日



許可番号 01802005468

産業廃棄物収集運搬業許可証

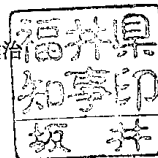
優良

住所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地

氏名 吉良開発株式会社 代表取締役 勝田 浩幸
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日
許可の有効年月日令和 6年 8月 19日
令和 13年 8月 2日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類

以上10種類

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)

(自動車等破砕物を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成19年 8月 3日 新規許可

(2) 平成21年11月19日 再交付

・ 名称および代表者の氏名の変更

(3) 平成23年 4月14日 再交付

・ 住所の変更

(4) 平成24年 8月 3日 更新許可

(5) 平成29年 8月 3日 更新許可(優良基準適合認定)

(6) 令和 6年 8月19日 更新許可(優良基準適合認定)

5. 積替え許可の有無

無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

許可自治体	長野県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第2009005468号	許可期限日	2029(令和11)年08月22日

許可番号 2009005468

産業廃棄物収集運搬業許可証

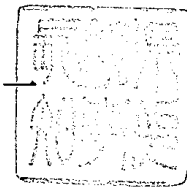
住所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地
 氏名 吉良開発株式会社
 代表取締役 勝田 浩幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿部 守



許可の年月日 令和4年8月23日

許可の有効年月日 令和11年8月22日

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
廃プラスチック類	—	○	○	—	—
木くず	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	○	—	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	○	—	—

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし

3 許可の条件
 なし

4 許可の更新又は変更の状況
 ・平成17年8月23日 新規許可
 ・令和4年8月23日 更新許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無 有 ・ (無)
 市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

許可自治体	岐阜県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02100005468号	許可期限日	2030(令和12)年10月22日

許可番号 02100005468

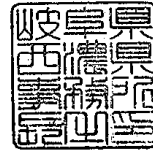
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地

氏名 吉良開発株式会社
代表取締役 勝田 浩幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 西 哲也



許可の年月日 令和 5年10月23日

許可の有効年月日 令和12年10月22日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）

上記8品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、銧さい、ばいじん

以上 14種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年10月23日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成18年10月23日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成21年 9月29日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

平成23年 4月26日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

平成23年10月23日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成28年10月23日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

令和 5年10月23日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

許可自治体	静岡県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02201005468号	許可期限日	2028(令和10)年11月09日



様式第七号の二（第十条の二関係）

第02201005468号

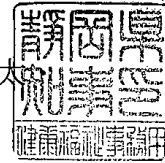
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地
 氏 名 吉良開発 株式会社
 代表取締役 勝田 浩幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和3年11月10日

許可の有効年月日 令和10年11月9日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、紙くず、木くず、繊維くず
 以上 9品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年11月10日	新規許可
平成16年11月10日	更新許可
平成21年12月15日	更新許可
平成26年11月19日	更新許可
令和3年11月22日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	静岡県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02251005468号	許可期限日	2026(令和8)年11月21日



様式第十三号(第十条の十四関係)

第02251005468号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地
氏名 吉良開発 株式会社
代表取締役 勝田 浩幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和 3年11月22日

許可の有効年月日 令和 8年11月21日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬(積替え及び保管行為を除く)
特別管理産業廃棄物の種類 引火性廃油、特定有害廃石綿等

以上 2品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年11月22日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

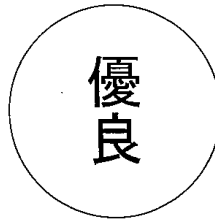
許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02310005468号	許可期限日	2029(令和11)年08月05日



許可番号第 0 2 3 1 0 0 0 5 4 6 8 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 西尾市吉良町宮迫大迫105番地
 氏 名 吉良開発 株式会社
 代表取締役 勝田 浩幸 様
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 4 (2022) 年 10 月 17 日
 許可の有効年月日 令和 11 (2029) 年 8 月 5 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、動植物性残さ、金属くず(自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、ダスト類(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 7 品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 11 品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) ア 所在地

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02310005468号	許可期限日	2029(令和11)年08月05日

許可番号第 0 2 3 1 0 0 0 5 4 6 8 号

西尾市吉良町岡山背撫山4番8

イ 面積

282.77m² (保管面積 102.16m²)

ウ 産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず(自動車等破砕物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 保管上限

72.80m³

オ 高さ

該当なし

(2) ア 所在地

西尾市吉良町宮迫大上56番

イ 面積

1,927m² (保管面積 259.80m²)

ウ 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 保管上限

336.34m³

オ 高さ

2.50m

(3) ア 所在地

西尾市吉良町宮迫大迫106番1

イ 面積

12,674.20m² (保管面積 65.80m²)

ウ 産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 保管上限

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02310005468号	許可期限日	2029(令和11)年08月05日

許可番号第 0 2 3 1 0 0 0 5 4 6 8 号

35.20m³

才 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 8月 6日 新規許可

平成10年 8月 6日 更新許可

平成15年 8月 6日 更新許可

平成20年 8月 6日 更新許可

平成27年 8月 6日 更新許可(優良認定)

令和 4年10月17日 更新許可(優良認定)

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分類
許可番号	第02320005468号	許可期限日	2025(令和7)年07月03日



許可番号第 02320005468 号

産業廃棄物処分類許可証

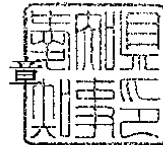
住所 西尾市吉良町宮迫大迫105番地

氏名 吉良開発 株式会社
 代表取締役 勝田 浩幸 様
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 元 (2019) 年 7 月 12 日
 許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年 7 月 3 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (押出成形、選別、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 押出成形

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
 紙くず、木くず、繊維くず

以上 4 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、
 ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
 がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、
 ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
 がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分量
許可番号	第02320005468号	許可期限日	2025(令和7)年07月03日

許可番号第 0 2 3 2 0 0 0 5 4 6 8 号

以上 8 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 押出成形施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大迫104番

イ 設置年月日

平成16年2月10日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石

綿含有産業廃棄物を除く。)

108t/日 (13.5t/時間)

紙くず

53.28t/日 (6.66t/時間)

木くず

109.44t/日 (13.68t/時間)

繊維くず

51.36t/日 (6.42t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 押出成形施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大迫104番

イ 設置年月日

平成18年7月19日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石

綿含有産業廃棄物を除く。)

108t/日 (13.5t/時間)

紙くず

53.28t/日 (6.66t/時間)

木くず

109.44t/日 (13.68t/時間)

繊維くず

51.36t/日 (6.42t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 押出成形施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大迫104番

イ 設置年月日

平成18年7月19日



許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第02320005468号	許可期限日	2025(令和7)年07月03日

許可番号第 0 2 3 2 0 0 0 5 4 6 8 号

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 108t/日（13.5t/時間）
 紙くず 53.28t/日（6.66t/時間）
 木くず 109.44t/日（13.68t/時間）
 繊維くず 51.36t/日（6.42t/時間）
 （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(4) 選別施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大上56番

イ 設置年月日

平成23年5月16日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
 180.8m³/日（22.6m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(5) 選別施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫御栗山1番362

イ 設置年月日

平成30年10月31日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第02320005468号	許可期限日	2025(令和7)年07月03日

許可番号第 0 2 3 2 0 0 0 5 4 6 8 号
186.72m³/日 (7.78m³/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

(6) 選別施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫御栗山1番362

イ 設置年月日

平成30年10月31日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

144m³/日 (6m³/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

(7) 選別施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫御栗山1番362

イ 設置年月日

平成30年10月31日

ウ 処理能力

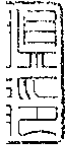
廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

144m³/日 (6m³/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

(8) 破砕施設



許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第02320005468号	許可期限日	2025(令和7)年07月03日

許可番号第02320005468号

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大迫104番

イ 設置年月日

平成12年1月11日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

9.76t/日 (1.22t/時間)

紙くず

19.52t/日 (2.44t/時間)

木くず

4.88t/日 (0.61t/時間)

繊維くず

19.52t/日 (2.44t/時間)

金属くず(自動車等破砕物を除く。)

9.76t/日 (1.22t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

48.72t/日 (6.09t/時間)

がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

29.28t/日 (3.66t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成18年10月30日

18西廃第151-2号

(9) 破砕施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大迫104番

イ 設置年月日

平成15年2月5日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

12t/日 (1.5t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成18年10月30日

18西廃第151-1号

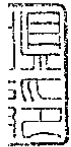
(10) 破砕施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大迫104番

イ 設置年月日

平成18年11月8日



許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第02320005468号	許可期限日	2025(令和7)年07月03日

許可番号第 0 2 3 2 0 0 0 5 4 6 8 号

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 18.4t/日 (2.3t/時間)
 紙くず 70.8t/日 (8.85t/時間)
 繊維くず 13.6t/日 (1.7t/時間)
 (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成18年10月30日 18西廃第151-1号

(11) 破砕施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫御栗山1番362

イ 設置年月日

平成30年10月31日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 103.2t/日 (4.3t/時間)
 紙くず 76.8t/日 (3.2t/時間)
 木くず 129.6t/日 (5.4t/時間)
 繊維くず 52.8t/日 (2.2t/時間)
 ゴムくず 100.8t/日 (4.2t/時間)
 金属くず（自動車等破砕物を除く。） 175.2t/日 (7.3t/時間)
 ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 148.8t/日 (6.2t/時間)
 がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 172.8t/日 (7.2t/時間)
 (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成30年9月11日 30西廃第151-1号

(12) 破砕施設

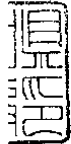
ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫御栗山1番362

イ 設置年月日

平成30年10月31日

ウ 処理能力



許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第02320005468号	許可期限日	2025(令和7)年07月03日

許可番号第 0 2 3 2 0 0 0 5 4 6 8 号

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	103.2t/日（4.3t/時間）
紙くず	76.8t/日（3.2t/時間）
木くず	127.2t/日（5.3t/時間）
繊維くず	57.6t/日（2.4t/時間）
ゴムくず	112.8t/日（4.7t/時間）
金属くず（自動車等破砕物を除く。）	180t/日（7.5t/時間）
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	148.8t/日（6.2t/時間）
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）	175.2t/日（7.3t/時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	

エ 許可年月日及び許可番号

平成28年3月10日 27西廃第150-2号

(13) 破砕施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫御栗山1番362

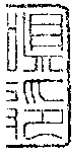
イ 設置年月日

平成30年10月31日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	100.8t/日（4.2t/時間）
紙くず	79.2t/日（3.3t/時間）
木くず	129.6t/日（5.4t/時間）
繊維くず	57.6t/日（2.4t/時間）
ゴムくず	74.4t/日（3.1t/時間）
金属くず（自動車等破砕物を除く。）	175.2t/日（7.3t/時間）
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	153.6t/日（6.4t/時間）
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）	177.6t/日（7.4t/時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	

エ 許可年月日及び許可番号



許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第02320005468号	許可期限日	2025(令和7)年07月03日



許可番号第 0 2 3 2 0 0 0 5 4 6 8 号

平成 2 8 年 3 月 1 0 日 2 7 西 廃 第 1 5 0 - 3 号

(14) 破碎施設

ア 設置場所
西尾市吉良町宮迫大迫132番

イ 設置年月日
平成30年10月31日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	55.2t/日 (2.3t/時間)
紙くず	36t/日 (1.5t/時間)
木くず	57.6t/日 (2.4t/時間)
繊維くず	26.4t/日 (1.1t/時間)
ゴムくず	52.8t/日 (2.2t/時間)
金属くず（自動車等破砕物を除く。）	84t/日 (3.5t/時間)
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	74.4t/日 (3.1t/時間)
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	96t/日 (4t/時間)

エ 許可年月日及び許可番号
平成30年9月11日 30西廃第151-2号

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 7 年 6 月 2 7 日	新規許可
平成 1 2 年 6 月 2 7 日	更新許可
平成 1 7 年 7 月 2 9 日	更新許可
平成 2 2 年 6 月 2 7 日	更新許可
平成 2 9 年 8 月 2 日	更新許可
平成 3 0 年 7 月 4 日	更新許可（優良認定）
令和 元 年 7 月 1 2 日	変更許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
有 ・ 無

許可自治体	愛知県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02360005468号	許可期限日	2028(令和10)年09月16日

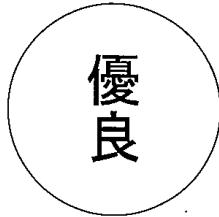


許可番号第 0 2 3 6 0 0 0 5 4 6 8 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 西尾市吉良町宮迫大迫105番地

氏 名 吉良開発 株式会社
代表取締役 勝田 浩幸 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 5 (2023) 年 8 月 3 0 日
許可の有効年月日 令和 1 0 (2028) 年 9 月 1 6 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

腐食性廃酸、感染性産業廃棄物、特定有害廃水銀等、特定有害鉍さい（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ダスト類（1，4-ジオキサン、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害燃え殻（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2-ジクロロエタン、1，1-ジクロロエチレン、シス-1，2-ジクロロエチレン、1，1，1-トリクロロエタン、1，1，2-トリクロロエタン、1，3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1，4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2-ジクロロエタン、1，1-ジクロロエチレン、シス-1，2-ジクロロエチレン、1，1，1-トリクロロエタン、1，1，2-トリクロロエタン、1，3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1，4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2-ジクロロエタン、1，1-ジクロロエチレン、シス-1，2-ジクロロエチレン、1，1，1-トリクロロエタン、1，1，2-トリクロロエタン、1，3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1，4-ジオキサンを含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロ

許可自治体	愛知県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02360005468号	許可期限日	2028(令和10)年09月16日



許可番号第 0 2 3 6 0 0 0 5 4 6 8 号

ロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

以上 105品目

(2) 積替え、保管を含む。

引火性廃油、腐食性廃アルカリ

以上 2品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

西尾市吉良町宮迫大迫106番1

(2) 面積

12,674.20m² (保管面積 19,25m²)

(3) 特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油、腐食性廃アルカリ

(4) 保管上限

7.80m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 9月17日 新規許可

平成14年 9月17日 更新許可

平成19年 9月17日 更新許可

平成26年 9月17日 更新許可(優良認定)

令和 3年12月10日 更新許可(優良認定)

令和 5年 8月30日 変更許可

5 積替え許可の有無

有 ・

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・

許可自治体	三重県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02400005468号	許可期限日	2026(令和8)年12月18日

許可番号 第02400005468号

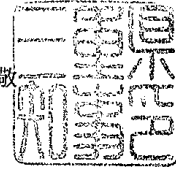
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地
氏名 吉良開発株式会社
代表取締役 勝田 浩幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和元年12月19日
許可の有効年月日 令和8年12月18日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、
廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。）、

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上14種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年12月19日	新規許可	平成20年5月19日	変更許可
平成19年11月19日	変更許可	平成24年12月19日	更新許可及び優良認定
平成19年12月19日	更新許可		

5. 積替え許可の有無

無

市名

-

許可番号

-

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

許可自治体	三重県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02450005468号	許可期限日	2026(令和8)年12月18日

許可番号 第02450005468号

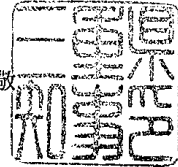
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地
氏名 吉良開発株式会社
代表取締役 勝田 浩幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和元年12月19日
許可の有効年月日 令和8年12月18日

- 事業の範囲
(積替え・保管を除く。)
取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ 以上3種類
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)
該当なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
平成19年12月19日 新規許可
平成24年12月19日 更新許可及び優良認定
- 積替え許可の有無 無
市名 - 許可番号 -
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	滋賀県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02501005468号	許可期限日	2031(令和13)年02月01日



許可番号 第 0 2 5 0 1 0 0 5 4 6 8 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

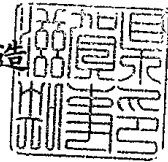
住 所 愛知県西尾市吉良町富迫大迫105番地

氏 名 吉良開発株式会社
代表取締役 勝田浩幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造



許可の年 月 日 令和 6 年 2 月 2 日

許可の有効年月日 令和 13 年 2 月 1 日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

産業廃棄物の種類

汚泥／廃油（タールピッチ類を除く。）／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
（石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）
（以上 9 項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 19 年 2 月 2 日 新規許可
平成 29 年 2 月 2 日 更新許可（優良認定）
令和 6 年 2 月 2 日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無
市名 — 許可番号 —

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	大阪府	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02700005468号	許可期限日	2026(令和8)年04月03日

許可番号 第02700005468号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地

氏 名 吉良開発株式会社
代表取締役 勝田 浩幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 平成31年4月4日

許可の有効年月日 平成38年4月3日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃プラスチック類
- 3 紙くず
- 4 木くず
- 5 繊維くず
- 6 金属くず
- 7 ガラスくず
- 8 がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上8種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年4月4日 当初許可

平成31年4月12日 更新許可

平成31年4月12日 優良認定

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

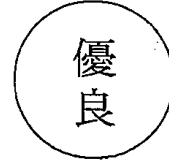
以下余白

許可自治体	兵庫県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02804005468号	許可期限日	2031(令和13)年03月05日



許可番号 第 02804005468 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

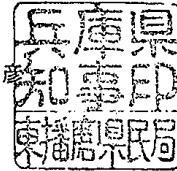


住 所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地

氏 名 吉良開発株式会社
代表取締役 勝田 浩幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦



許可の年月日 令和6年3月6日

許可の有効年月日 令和13年3月5日

1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
2. 紙くず
3. 木くず
4. 繊維くず
5. ゴムくず
6. 金属くず
7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
8. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上8種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

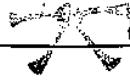
3. 許可の更新又は変更の状況

平成24年3月6日 新規許可
平成29年3月6日 更新許可
令和6年3月6日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	奈良県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02900005468号	許可期限日	2025(令和7)年04月15日



許可番号 第 02900005468 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地

氏 名 吉良開発株式会社
代表取締役 勝田 浩幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

奈良県知事 荒井 正 吾



許可の年月日 令和 2年 4月 17日

許可の有効年月日 令和 7年 4月 16日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

令和 2年 4月 17日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	奈良県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02950005468号	許可期限日	2028(令和10)年09月03日



許可番号 第 02950005468 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地

氏 名 吉良開発株式会社
代表取締役 勝田 浩幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 5年 9月 4日

許可の有効年月日 令和10年 9月 3日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃水銀等 以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

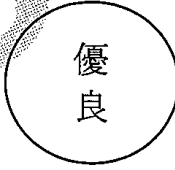
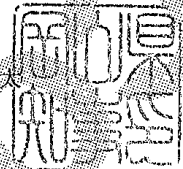
4. 許可の更新または変更の状況

令和 5年 9月 4日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	岡山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03300005468号	許可期限日	2031(令和13)年03月26日

許可番号 第03300005468号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住所	愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地
名称	吉良開発株式会社 代表取締役 勝田 浩幸
	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。	
	
許可の年月日	令和6年5月8日
許可の有効年月日	令和13年3月26日
1. 事業の範囲 (1) 積替え又は保管の有無 無 (2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 15種類	
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし	
3. 許可の条件 なし	
4. 許可の更新又は変更の状況 平成24年3月27日 新規許可 令和6年5月8日 更新許可	
5. 積替え許可の有無 無	
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有	

許可自治体	岡山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03300005468号	許可期限日	2031(令和13)年03月26日

別表

吉良開発株式会社

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
			取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	○	-	-
2	汚泥	○	-	-
3	廃油	○	-	-
4	廃酸	○	-	-
5	廃アルカリ	○	-	-
6	廃プラスチック類	○	-	-
	自動車等破砕物	-	-	-
7	紙くず	○	-	-
8	木くず	○	-	-
9	繊維くず	○	-	-
10	動植物性残さ	-	-	-
11	動物系固形不要物	-	-	-
12	ゴムくず	○	-	-
13	金属くず	○	-	-
	自動車等破砕物	-	-	-
14	ガラスくず等	○	-	-
	自動車等破砕物	-	-	-
15	鉱さい	○	-	-
16	がれき類	○	-	-
17	動物のふん尿	-	-	-
18	動物の死体	-	-	-
19	ばいじん	○	-	-
20	産業廃棄物処理物	-	-	-
21	輸入廃棄物	-	-	-

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	-
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	-
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含む	-

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取り扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。


許可自治体	広島県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03400005468号	許可期限日	2031(令和13)年04月15日


許可番号 第03400005468号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫1.0.5番地
 氏名 吉良開発株式会社
 代表取締役 勝田 浩幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



広島県知事 湯崎 英彦
 

許可の年月日 令和6年4月16日
 許可の有効年月日 令和13年4月15日

1. 事業の範囲
 事業の区分 収集運搬（積替え・保管は含まない。）
 産業廃棄物の種類
 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鋳さい、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
 令和6年4月17日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無
 市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可自治体	広島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03450005468号	許可期限日	2025(令和7)年04月22日

許可番号 第03450005468号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 愛知県西尾市吉良町宮迫大道105番地
氏名 吉良開発 株式会社
代表取締役 勝田 浩幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成30年4月23日
許可の有効年月日 平成37年4月22日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン及びベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びにカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びにカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・廃石綿等
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・鉱さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。） 以下余白

許可自治体	広島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03450005468号	許可期限日	2025(令和7)年04月22日

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
平成30年5月2日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。